

令和4年度 第1回 岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 令和5年1月26日(木)
13:30～

場 所 : 岩手県水産会館
5階大会議室

審 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha未滿の林地開發許可(令和4年12月14日～令和5年1月25日)について

【資料No. 1】

4 審議事項

(1) 二戸市浄法寺町漆沢地内の土石の採掘に係る林地開發許可について

【資料No. 2】

(2) 一関市萩荘字栃倉南地内の工場、事業場の設置(太陽光発電施設)に係る林地開發許可について

【資料No. 3】

5 その他

6 閉 会

令和4年度 第1回 岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	出 欠
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長	伊藤 幸男	出席
	委 員	阿部 知彦	出席
	委 員	川村 冬子	出席
	委 員	佐藤 美加子	欠席
	委 員	横澤 孝志	出席
事 務 局 岩手県農林水産部 森林保全部	総括課長	安藤 薫	
	技術主幹兼保全・ 治山林道担当課長	林 春彦	
	主任主査	佐々木 真	
	主任主査	神成 貞雄	
	主 査	根本 悠平	
	主 任	高橋 善孝	
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター林務室	技術主幹兼 森林保全課長	佐々木 敏明	
県南広域振興局農政部 一関農林振興センター	主 査	福本 久仁竹	

【 報 告 事 項 】

10ha 未満の林地開発許可（令和4年12月14日～令和5年1月25日）

について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和5年1月26日

森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可について

森林審議会の意見を要しない10ヘクタール未満の林地開発については、令和4年12月14日開催の森林審議会林地保全部会で報告した以降、令和5年1月25日までに許可実績はない。

【 審 議 事 項 】

二戸市浄法寺町漆沢地内の土石の採掘に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和5年1月26日

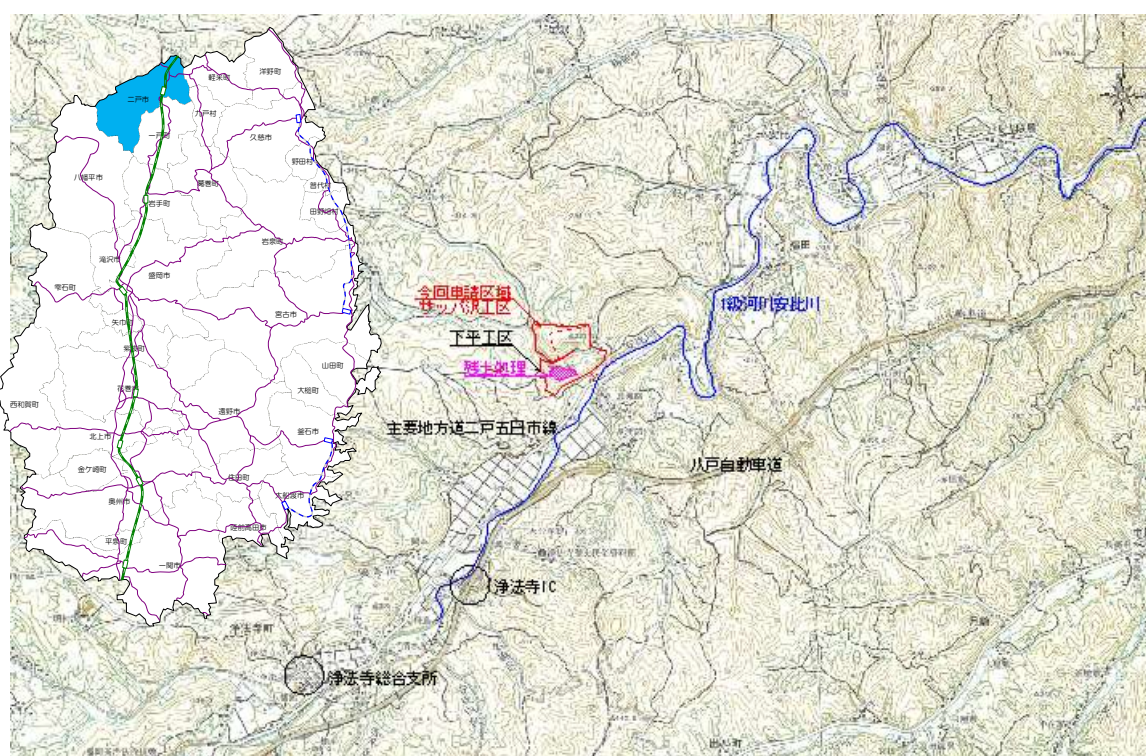
1 申請概要

申請者	住所氏名	岩手県二戸市浄法寺町漆沢下平 57-4 株式会社フクタ
申請場所	二戸市浄法寺町漆沢下平 47 番地 3 ほか 19 筆	
申請の目的	土石の採掘	
計画期間	昭和 52 年 11 月 25 日から令和 10 年 9 月 19 日	
申請面積	29.9363 ヘクタール（事業区域面積 48.7803 ヘクタール）	

2 申請地の状況

位置	二戸市役所浄法寺支所より北東約 5 km に位置
標高、傾斜	標高 210～330m、傾斜 30～45 度
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の南東側で主要地方道二戸五日市線を経由し国道 4 号線に接続する。 ・事業区域の南西側、約 2.8km に浄法寺 IC がある。 ・事業区域は北側に草地、南側・東側に水田・畑が隣接し、事業区域周囲 100m の範囲には県道二戸五日市線沿いに 11 戸の集落がある。 ・事業区域周辺には学校等の公共施設はない。
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の南東側は 1 級河川安比川に近接し、安比川は主要地方道二戸五日市線沿いに下流約 8km で 1 級河川馬淵川に合流している。 ・事業区域を東西に普通河川川又川が流れている。 ・事業区域の周辺は、安比川に沿って集落、農地が存在し、それ以外は森林となっている。
林況	申請地の林況は、スギ 7%（28～71 年生）、アカマツ 16%（43～69 年生）、カラマツ 3%（60、66 年生）、広葉樹 74%（10～79 年生）

位置図



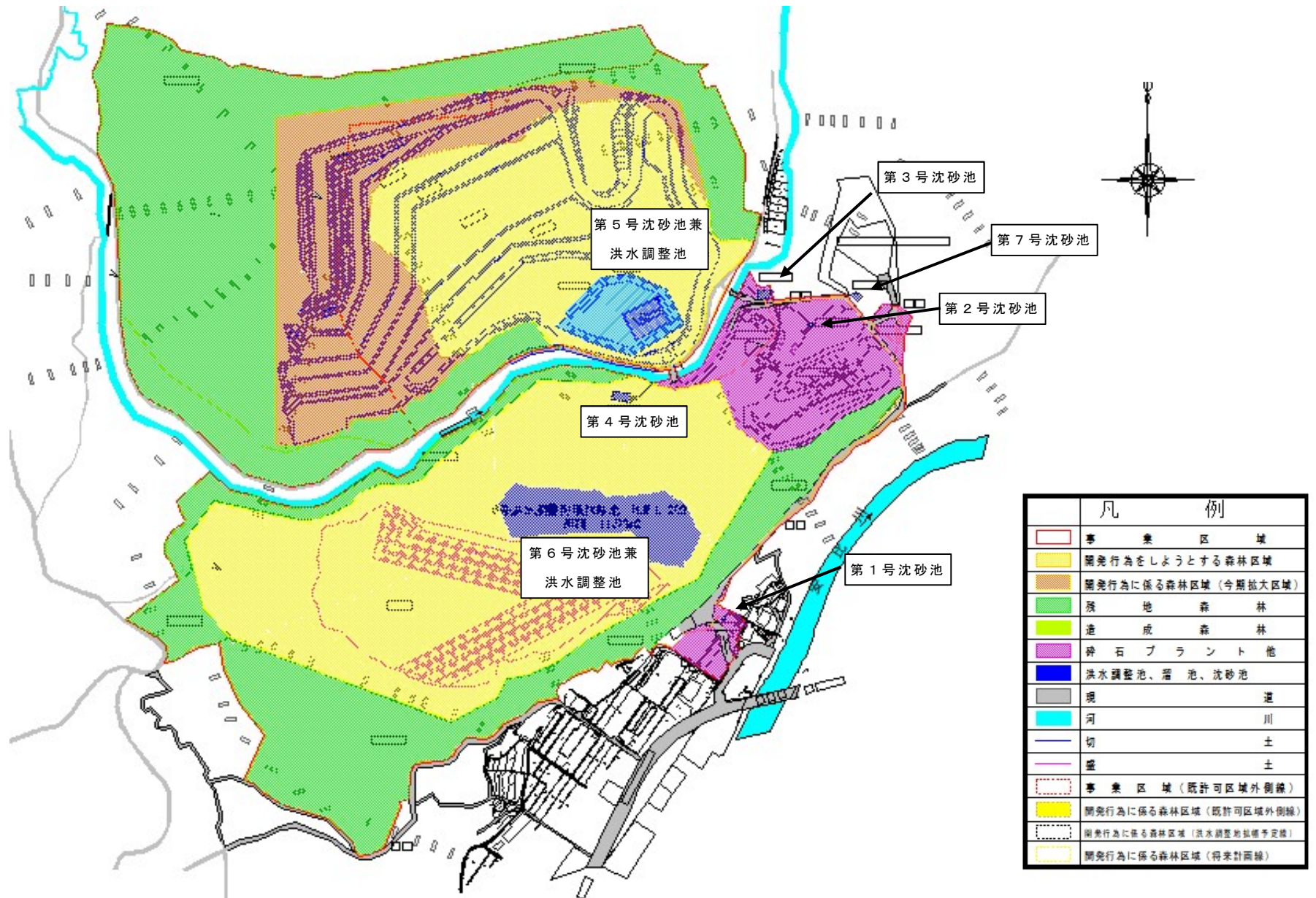
3 開発行為の概要

事業目的	土石の採掘を行うもの					
開発面積等	単位：h a					
	区分	事業区域面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
			開発面積	残置面積	計	
	H21 審議会時点	36.4096	21.3506	13.9493	35.2999	1.1097
	既許可 (H26 時点)	35.9631	23.6427	11.2107	34.8534	1.1097
今回変更	12.8172	6.2936	5.3608	11.6544	1.1628	
合計	48.7803	29.9363	16.5715	46.5078	2.2725	
	<p>※ H26 時点林地開発面積－平成 21 年度森林審議会林地保全部会の開発面積 =23.6427ha－21.3506ha =2.2921ha の増</p> <p>※ 変更による林地開発面積－平成 21 年度森林審議会林地保全部会の開発面積 =29.9363ha－21.3506ha =8.5857ha の増</p>					
主な工種	土工	切土（岩石） 1,860 千 m ³ （R4 以降 1,894 千 m ³ ） 切土（表土） 420 千 m ³ （R4 以降 446 千 m ³ ） 盛土 471 千 m ³ （R4 以降 534 千 m ³ ）				
	排水施設工	U型側溝 102m、ヒューム管 109m、土側溝 20mほか				
	防災施設工	既設洪水調整池兼沈砂池（2 基）、既設沈砂池（5 基）				
土地所有者数と筆数	会社（1 者）、国土交通省（1 者）、個人（10 者） 合わせて 20 筆					

4 採石事業の概要

事業計画及び認可等の状況	当採石場における森林審議会林地保全部会の開催状況
	<p>第 1 回 昭和 59 年 7 月 31 日 第 2 回 昭和 62 年 6 月 15 日 第 3 回 平成 2 年 11 月 19 日 第 4 回 平成 5 年 6 月 23 日 第 5 回 平成 21 年 10 月 30 日</p> <p>今般、採取原石の確保を目的として、約 6.3ha の区域の拡大を変更申請するものである（前回の審議から約 8.6ha の拡大）。</p>

利用計画図



凡 例	
	事業区域
	開発行為をしようとする森林区域
	開発行為に係る森林区域（今期拡大区域）
	現地森林
	造成森林
	砕石プラント他
	洪水調整池、溜池、沈砂池
	現道
	河川
	切土
	盛土
	事業区域（既許可区域外側線）
	開発行為に係る森林区域（既許可区域外側線）
	開発行為に係る森林区域（洪水調整池並幅予定線）
	開発行為に係る森林区域（将来計画線）

5 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 1 切土（鉱業法の基準に準拠） (1)勾配：平均勾配が60度以下(1:0.6以上)であること。 (2)小段：高さ20m毎に水平巾2.0m以上の小段を設置すること。	切土勾配（硬岩）1:0.6(59.2度) 高さ10m毎に幅5.0mの小段を設置	○
	2 盛土 (1)勾配：盛土高が1.5mを超える場合には、原則として勾配が35度以下(1:1.4以上)であること。 (2)小段：原則として高さ5m毎に幅1.0m以上の小段を設置すること。	盛土勾配1:1.5(33.4度)~1:1.8(29.3度) 高さ5m毎に幅2.0mの小段を設置	○
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	切土法面（土砂等）へは種子吹付を実施し雨水等による浸食を防ぐ計画。	○
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	洪水調整池兼沈砂池2基及び沈砂池5基の全てについて、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	洪水調整池2基について、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させたくて、上澄みのみを流下させる。有効水深1.0m以上を確保。	洪水調整池兼沈砂池2基及び沈砂池5基の全てについて、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	○
(4) 環境の保全	【残置森林または造成森林】 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林または造成森林を配置 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽し、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・開発地の周辺に30m幅の残置森林を配置 ・最終残壁となった箇所から随時、緑化を進めるとともに、採掘後の平坦部は、耕起・客土しコナラ等を植栽する。また、採掘後の小段部は、耕起・客土しコナラを2.2m間隔で植栽する計画。また、進入してきた在来種についても保育しながら、早期に森林へと復旧する計画。 	○
(5) 一般的 事項	【開発に係る権利の取得状況】 土地所有者の同意を得ていること。 （所有権、地上権、賃借権、抵当権等）	自社所有ほか、土地所有者と賃貸借契約等を締結済。	○
	【資金計画】 資金の調達方法等	今期の事業費は580,000千円を見込んでおり、その費用は、測量、伐開、表土除去、洪水調整池兼沈砂池、緑化工に係る経費であり、資金は自己資金及び事業収入により賄う計画となっている。	○
	【残置森林等維持管理協定】 市町村長と協定を締結していること。	二戸市と環境保全協定（残置森林維持管理を含む）を締結済。	○
	【公害防止協定】 市町村長と協定を締結していること。	二戸市と公害防止協定を締結済。	○
	【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意	普通河川川又川、一級河川安比川の河川管理者、一級河川安比川漁業権者、一級河川安比川水利権者、隣接土地所有者から同意書取得	○

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

6 意見照会結果




意見照会先	開発規制法等	意見
二戸市長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	【都市計画課】 都市計画法に基づく変更の許可申請が必要となります。 (法第 35 条の 2)
	開発協定等との関連	特になし
	市町村における地域開発構想等との関連	特になし
	地域住民の意向との関連	特になし
	採石法第 33 条	【商工観光流通課】 岩石採取計画について、令和元年 9 月 20 日から令和 7 年 9 月 19 日の期間で認可中である。
	採石法第 35 条の 5	【商工観光流通課】 岩石採取計画の変更がある場合は、開発規制法等に基づき変更の認可申請が必要である。
	その他	【環境推進室】 公害防止協定書に定められた事項を遵守し、周辺環境保全に努めること。(環境推進室)
県庁 環境保全課	国土利用計画法	一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から 2 週間以内に届出が必要となります。 届出が必要な面積は、以下のとおりとなります。 ・市街化区域：2,000 m ² 以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000 m ² 以上 ・その他の区域：10,000 m ² 以上
	採石法	法第 33 条に基づき採取計画の認可を受ける必要があります。 申請窓口は、二戸市産業振興部商工観光流通課です。
	土壌汚染対策法	一定規模以上 (3,000 m ² 以上) の土地の形質の変更に該当する場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、土壌汚染対策法第 4 条第 1 項に基づく届出を行ってください。 届出窓口は、県北広域振興局 保健福祉環境部 二戸保健福祉環境センターです。
	(参考事項)	○大気汚染防止法 ばい煙発生施設及び粉じん発生施設 (同法施行令第 2 条別表第 1 及び第 3 条別表第 2 に定めるもの) を設置・変更・廃止する場合には、届出が必要となります。 ○水質汚濁防止法 特定施設 (同法施行令別表第 1 に定めるもの) を設置・変更・廃止する場合には、届出が必要となります。 ○生活環境保全条例 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に定めるばい煙発生施設、粉じん発生施設及び汚水等排出施設を設置・変更・廃止する場合には、届出が必要となります。

6 意見照会結果（続き）

<p>県庁 自然保護課</p>	<p>自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例</p>	<p>特になし</p>
	<p>参考事項</p>	<p>○岩手県自然環境保全指針 開発予定地の一部は、岩手県環境保全指針による保全区分が B から E と評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。</p> <p>○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 事業予定地周辺ではいわてレッドデータブックに掲載されている希少な植物、鳥類等が過去に確認されています。岩手県希少野生動植物の保護に関する条例では、事業者の責務として、事業活動に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めることとされていることから、専門家の意見を聞くなど十分な調査を行うとともに、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合は、適切な保護措置を講ずるよう努めてください。</p>
<p>県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課</p>	<p>文化財保護法</p>	<p>当該事業地には「岩手県遺跡台帳」に記載されている周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しません。事業面積が大きく、本来であれば調査の対象となりますが、地形が既に削平されていることから、工事に着手して差し支えありません。事業中に埋蔵文化財を発見した際は、直ちに地元の二戸市教育委員会に連絡し、指導を受けてください。</p>
	<p>参考事項</p>	
<p>県北広域 振興局 農政部</p>	<p>農業振興地域整備の整備に関する法律（農振法）</p>	<p>申請地は農用地区域外のため意見なし</p>
	<p>農地法</p>	<p>申請地は農地ではないため意見なし</p>
	<p>参考事項</p>	
<p>県北広域 振興局 二戸土木 センター</p>	<p>1 道路関連</p>	<p>県道交差点において、道路を汚損させた場合は原因者において適切に維持管理すること。</p>
	<p>2 河川関連</p>	<p>開発区域から流出する雨水が安比川に流入する場合（変更に伴い流入量が増える場合を含む）は、河川管理者と協議すること。</p>
	<p>参考事項</p>	<p>特になし</p>

衛星画像



凡 例	
	事 業 区 域
	開発行為に係る森林区域 (既許可区域外側線)
	開発行為に係る森林区域 (今回申請区域)

【 審 議 事 項 】

一関市萩荘字栃倉南地内の工場、事業場の設置(太陽光発電施設)
に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和5年1月26日

1 申請概要

申請者	住所氏名	大阪府大阪府中央区博労町四丁目2番15号 Ichinoseki 2 合同会社
申請場所	一関市萩荘字栃倉南 60 番 4 ほか 1 筆	
申請の目的	工場、事業場の設置（太陽光発電施設）	
計画期間	許可の日から令和7年6月30日（許可の日から2年間）	
申請面積	12.8741ヘクタール（事業区域面積 19.9248ヘクタール）	

2 申請地の状況

位置	一関市役所より西約14kmに位置
標高、傾斜	標高 280～350m、傾斜 3～22度
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の南側は市道を経由し、国道457号に接続する。 ・事業区域の南東側に赤猪子集落及び農地がある。 ・事業区域周辺には学校等の公共公益施設はない。
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・南側に準用河川赤猪子川が流れている。河川は一級河川市野々川を経過し、一級河川磐井川へ合流する。 ・事業区域東側及び事業区域内にため池が計2箇所ある。 ・事業区域周辺は森林に囲まれている。
林況	申請地の林況は、スギ79%（40～44年生）、アカマツ14%（39～44年生）、ヒノキ3%（39年生）、広葉樹4%（57年生）

位置図

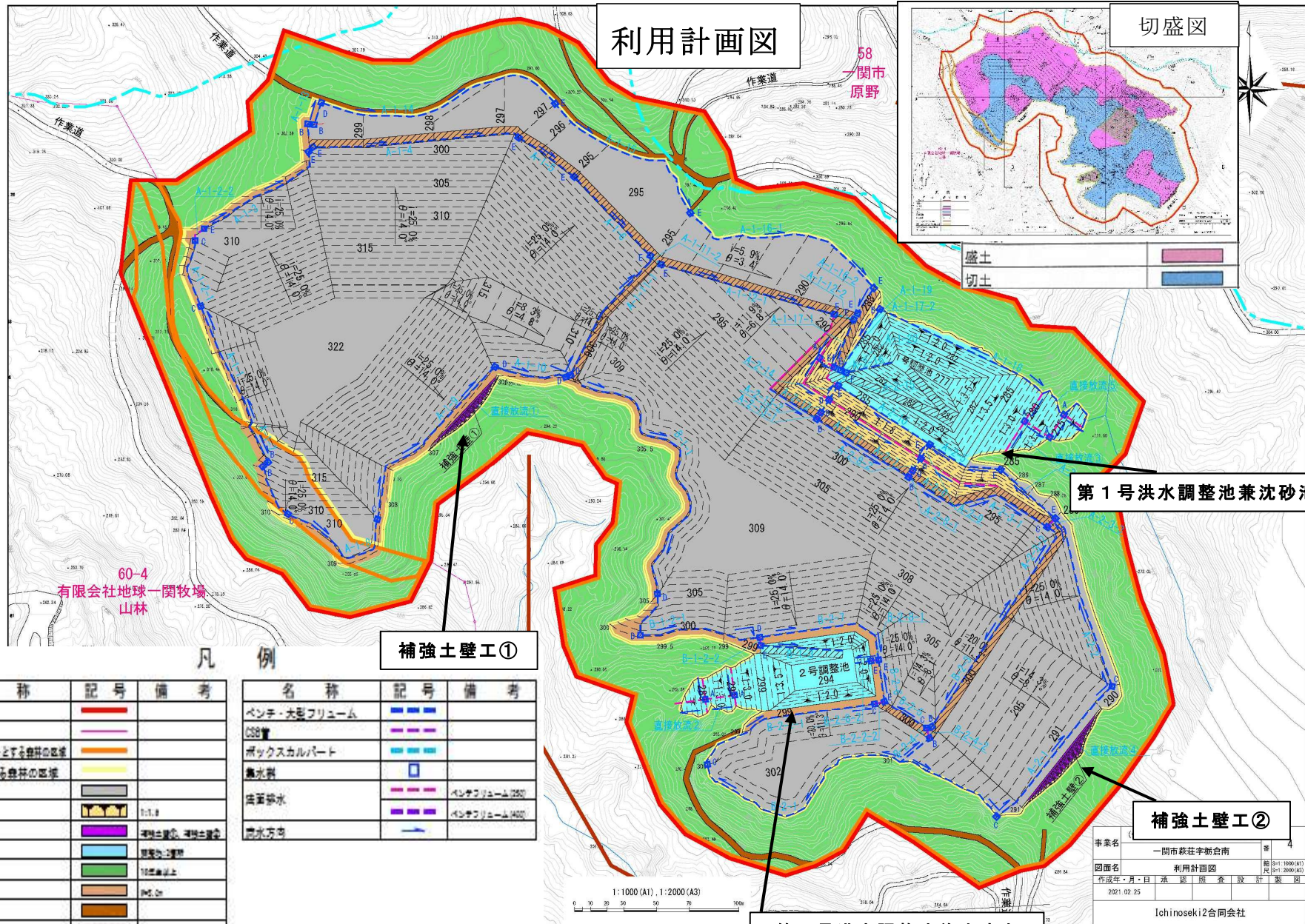


3 開発行為の概要

事業目的	太陽光発電施設(メガソーラー施設)の建設を目的として、工場、事業場の設置を行うもの				
開発面積等	単位：h a				
	事業区域 面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
		開発面積	残置面積	計	
19.9248	12.8741	6.5396	19.4137	0.5111	
主な工種	土工	切土 238 千m ³ 、盛土 254 千m ³ 、残土 0 千m ³			
	排水施設工	ベンチフリューム 2,996m、大型フリューム 704m、ボックスカルバート 43m、遠心ボックスカルバート 49m			
	防災施設工	洪水調整池兼沈砂池 2 基、補強土壁工 2 基			
土地所有者数 と 筆数	会社(1者)、一関市、合わせて2筆				

4 太陽光発電施設の概要

施設の出力	14.48MW (1MW=1000KW)
事業計画及び 認可等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発電した電力は、1KWh 当たり税抜 36 円で電気事業者(東北電力(株))に 20 年間売電するもの。 ・売電開始予定年月日：令和 8 年 4 月 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">太陽光発電設備の認定 経済産業省認可 平成 26 年 3 月 28 日 東北電力(株)の接続同意日及び接続契約日 令和 2 年 7 月 21 日 電源接続案件募集プロセスにより契約</p> </div>



利用計画図

切盛図

盛土
切土

第1号洪水調整池兼沈砂池

補強土壁工②

第2号洪水調整池兼沈砂池

補強土壁工①

凡例

名称	記号	備考
事業区域	[Red line]	
境界	[Purple line]	
開発行為をしようとする権利の区域	[Orange line]	
開発行為に係る農地の区域	[Yellow line]	
ハセル用地	[Grey area]	
法面	[Yellow area]	1:1.4
補強土壁	[Purple area]	補強土壁工①、補強土壁工②
調整池	[Blue area]	調整池①、調整池②
調整池畔	[Green area]	調整池畔
竹管通路	[Brown line]	φ40.0
砂管通路	[Brown line]	φ40.0
管渠用通路	[Brown line]	φ40.0
農道土砂流出防止施設	[Brown line]	φ40.0
河川境界	[Blue dashed line]	

名称	記号	備考
ベンチ・大型フリーム	[Blue dashed line]	
CS管	[Purple dashed line]	
ボックスカルバート	[Blue dashed line]	
湧水	[Blue square]	
法面排水	[Purple dashed line]	ベンチフリーム1500
湧水	[Purple dashed line]	ベンチフリーム1500
湧水方向	[Blue arrow]	

事業名 一関市萩荘字板倉南
 図面名 利用計画図
 作成年・月・日 承認照査設計製図
 2021.02.25
 Ichinoseki2合同会社

5 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 1 切土 (1)勾配：（砂岩及び凝灰岩） 1：0.8～1.2（標準法勾配） (2)小段：高さ5mないし10m毎に水平巾1.0m以上の小段を設置すること。	切土勾配 1：1.5 高さ5m毎に幅1.0mの小段を設置	○
	2 盛土 (1)勾配：盛土高が1.5mを超える場合には、原則として勾配が35度以下(1：1.4以上)であること。 (2)小段：原則として高さ5m毎に幅1.0m以上の小段を設置すること。	盛土勾配 1：1.8 高さ5m毎に幅1.0mの小段を設置	○
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	植生マットまたは植生シートによる法面保護を行う	○
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	洪水調整池兼沈砂池2基の全てについて、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	洪水調整池兼沈砂池2基の全てについて、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させ、上澄みのみを流下させるため、有効水深1.0m以上を確保	洪水調整池兼沈砂池2基の全てについて、有効水深1.0m以上を確保する構造	○
(4) 環境の保全	【残置森林または造成森林】 事業区域内における森林率おおむね25%以上	森林率 33.7% (>25%) 開発地の周辺におおむね30m幅の残置森林、造成森林を配置	○
(5) 一般的 事項	【開発に係る権利の取得状況】 土地所有者の同意を得ていること。 （所有権、地上権、賃借権、抵当権等）	土地所有者と賃貸借契約を締結、または同意書を取得済。	○
	【資金計画】 資金の調達方法等	全体の事業費は4,474百万円を見込んでおり、親会社からの出資証明書を受領している。なお、事業費のうち林地開発（土地造成）費用は、1,570百万円を見込んでいる。	○
	【残置森林等維持管理協定】 市町村長と協定を締結していること。	一関市と環境保全協定書を締結済。 （残置森林等の維持管理についても条文に含まれている。）	○

5 開発計画及び審査結果（続き）

	【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意	水利権者、用排水施設管理者、普通河川、一級河川市野々川管理者、準用河川赤猪子川管理者、自治会の同意書を取得済み。	○
--	---	--	---

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

6 意見照会結果

意見照会先	開発規制法等	意見
	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	<p>【都市整備課】</p> <p>①都市計画法 計画地は都市計画区域外であることから、開発面積が 10,000m² 以上で開発行為を行う場合は、開発行為の許可が必要です。 ただし、建築基準法上の建築物に該当しない太陽光発電設備及び付属施設について、その用途、規模、配置等により、開発許可権者が開発行為の許可が不要と判断する場合がありますので、事前に計画内容を都市整備課と協議してください。</p> <p>②建築基準法 建築物を建築する場合、法第 6 条第 1 項又は法第 6 の 2 第 1 項に規定する確認済証の交付を受ける必要があります。なお、太陽光発電設備は形状及び利活用の状況により建築物として取扱う場合がありますので、注意が必要です。</p> <p>③国土利用計画法 計画地は都市計画区域外であり、土地取引が 10,000m² 以上となる場合は届出が必要です。</p> <p>④景観法 計画地は一関市景観計画区域内であり、土地の形質の変更が 10,000m² を超える場合は届出が必要です。</p>
一関市長	開発協定等との関連	<p>【治水河川課】</p> <p>開発区域付近を流れる水路（青線）は下流になるにしたがい、普通河川赤猪子川から準用河川赤猪子川となる河川であり、一関市が管理者となっています。 場内排水について、調整池から直接、その水路に流入させる計画である場合は、事前に治水河川課に排水量等の計画協議をしてください。 ※道路側溝等を介して水路（青線）への流入が一定量である場合は事前協議不要。</p> <p>【生活環境課】</p> <p>開発行為の実施に当たっては、令和元年 8 月 8 日に本市と申請者の間で締結した環境保全協定を遵守してください。 また、林地開発行為許可申請地のすぐ北側には、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されている「久保川流域」（選定エリアは環境省に同じ。）があることから、開発行為の実施に当たっては、選定の趣旨に鑑み、同地域の生物多様性や景観などに影響を与えないよう留意してください。</p>
	市町村における地域開発構想等との関連	特になし
	地域住民の意向との関連	特になし
	その他	<p>【文化財課】</p> <p>照会箇所は、埋蔵文化財包蔵地には該当しません。ただし、開発面積が 1 万 m² 以上のため分布調査の対象となります。すでに、令和 3 年 3 月 17 日に分布調査を実施しておりますが、その結果 栃倉南 58 の一部（地点 B）について伐採後再度分布調査を実施す</p>

		<p>る回答をしています。伐採終了後、再度分布調査依頼書を提出してください。</p>
<p>県庁 環境保全課</p>	<p>国土利用計画法</p>	<p>一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要です。</p> <p>届出が必要な面積は、以下のとおりであり、当該土地は森林地域内の民有林、農業地域内の農業振興地域であるので「その他の地域」に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域：2,000 m² ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000 m²以上 ・その他の区域：10,000 m²以上
	<p>土壌汚染対策法</p>	<p>一定規模以上（3,000 m²以上）の土地の形質の変更に該当する場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出を行ってください。</p> <p>届出窓口は、県南広域振興局 保健福祉環境部 一関保健福祉環境センター 環境衛生課です。</p> <p>（林地開発許可申請書において、土壌汚染対策法は協議完了との記載がありますが、念のため意見を提出します。）</p>
	<p>環境影響評価法・岩手県 環境影響評価条例関係</p>	<p>当該地で出力3万kW以上の太陽電池発電所を設置する場合は、環境影響評価法の第1種事業又は第2種事業に該当するため、所定の手続を行う必要があります。</p> <p>手続について不明な点等がある場合は、経済産業省商務情報政策局 産業保安グループ電力安全課環境審査担当へ照会願います。</p> <p>また、上記に該当しない場合であっても当該地で発電所敷地等の面積（造成済みの工業専用地域である部分を含む。）が20ha以上になる場合、岩手県環境影響評価条例の第1種事業又は第2種事業に該当するため、所定の手続きを行う必要があります。</p> <p>手続について不明な点等がある場合は、岩手県環境保全課 環境影響評価・土地利用担当へ照会願います。</p>

6 意見照会結果（続き）

県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	特になし
	参考事項	○岩手県自然環境保全指針 開発予定地の一部は、岩手県環境保全指針による保全区分がDと評価されているので、事業の実施の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。 ○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例では、事業者の責務として、事業活動に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めることとされていることから、専門家の意見を聞くなど十分な調査を行うとともに、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合は、適切な保護措置を講ずるよう努めてください。
県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課	文化財保護法	当該事業地には「岩手県遺跡台帳」に記載されている周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しませんが、事業面積が大きいことから、未周知の遺跡が存在する可能性があります。地元の一関市教育委員会に連絡し、指導を受けてください。
県南広域 振興局 農政部	農業振興地域整備の整備に関する法律（農振法）	なし（農振白地）
	農地法	なし（非農地）
県南広域 振興局 一関土木 センター	○道路法 ○河川法 ○砂防法 ○地すべり等防止法 ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する計画	特になし
	参考事項	県管理河川に河川管理上及び生物の生息上支障となる濁水を流入させないこと。

<p>県南広域 振興局 保健福祉 環境部 一関保健福祉 環境センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法 ・ 水質汚濁防止法 ・ 生活環境保全条例関係 ・ 自然公園法 ・ 岩手県立自然公園条例 ・ 岩手県自然環境保全条例 ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・ 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 ・ 土壌汚染対策法 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 循環型社会の形成に関する条例 	<p>【大気汚染防止法関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法施行令第3条別表第2に規定する一定規模以上の一般粉じん発生施設（鉱物の堆積場、ベルトコンベア及びバケットコンベア、破碎機及び摩砕機、ふるい等）を設置する場合には、当該施設の設置に着手する前に、同法第18条第1項の規定に基づく届出を提出すること。 <p>【水質汚濁防止法関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第一に定めるもの）等を設置する場合には、水質汚濁防止法第5条各項に基づく届出が必要となる場合があること。 <p>【生活環境保全条例関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に定めるばい煙発生施設、粉じん発生施設及び汚水等排出施設を設置する場合には、同条例に基づく届出が必要となる場合があること。 <p style="text-align: center;">} 特になし</p>
	<p>(参考事項)</p>	<p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地造成等開発行為で生じる伐採木、枝葉及び抜根等は廃棄物に該当するため、適正に処理すること。

